

【表面】

年金受給権者住所変更・居所登録届

※「居所登録」とは、住民票住所以外に通知書等の送付を希望する旨を届け出ることをいいます。

令和 年 月 日提出

複数の年金受給権がある方は、この届出により、他の年金についても住所を変更します。
※共済組合等から支給される共済年金については、それと併せて日本年金機構又は共済組合等から支給される
厚生年金がある場合に限り、この届出により住所が変更されます。

①個人番号（または基礎年金番号） および年金コード ※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は 左詰めでご記入ください。	②生年月日									
	明治 大正 昭和 平成 年 月 日									
受給権者氏名	(フリガナ)									
	電 話 番 号									

◇変更後の住所をご記入ください。なお、住民票住所と異なる居所に通知書等の送付を希望される場合は、その送付先をご記入ください。

届書コード		区分	
8	4	1	1
（通 知 書 等 送 付 先） 変 更 後 住 所	③郵便番号		④フリガナ
			都 道 郡 区 府 県 市 町村
	④（フリガナ）		
			建物名

◇上記に住民票住所と異なる居所を通知書等送付先として記入された場合は、下記に住民票住所をご記入ください。

届書コード		区分		③処理区分	※	④住民票上住所取消	※
8	9	8					
住 民 票 住 所	⑤郵便番号		⑥フリガナ				
			都 道 郡 区 府 県 市 町村				
	⑥（フリガナ）						
			建物名				

住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書

実 施 機 関 等
受 付 年 月 日

◇今後、住民票住所を変更した場合でも、引き続き住民票と異なる居所へ通知書等の送付を希望される方は、下記⑦欄で「1」を○で囲んでください。

◇今後、住民票住所を変更した場合、変更後の住民票住所へ通知書等の送付を希望される方は、下記⑦欄で「0」を○で囲んでください。

停 止 ・ 住 民 票 住 所 の 解 除 申 出 に 関 し	⑦変更後住基更新抑止コード（該当する番号を○で囲んでください）		⑧変更後住基更新理由コード（年金事務所入力欄）	
	1・・・今後、住民票住所を変更した場合でも、引き続き居所に通知書等の送付を希望 （住民基本台帳による住所の更新停止を申出します。）		※ 0・・・施設入居等により住民票と異なる住所に居住しているため。 2・・・DV被害を受けているため。	
	0・・・今後、住民票住所を変更した場合、変更後の住民票住所へ通知書の送付を希望 （住民基本台帳による住所の更新を申出します。）		※ 0・・・住民基本台帳による住所の変更を希望するため。	

【裏面】

【提出にあたっての留意事項】

◇ 年金受給権者 住所変更・居所登録届

- ◎ 楷書ではっきりとご記入ください。
- ◎ 黒インクのボールペンで記入してください。
- ◎ 住所は、番地、マンション名、〇〇方などまでご記入ください。
- ◎ 複数の年金受給権がある方は、この届出により、他の年金についても住所を変更します。

※共済組合等から支給される共済年金については、それと併せて日本年金機構又は共済組合等から支給される厚生年金がある場合に限り、この届出により住所が変更されます。

- ◎ 受給権者が自ら署名する場合は、押印は必要ありません。
- ◎ 日本年金機構にマイナンバーが登録されている方につきましては、住基ネットの情報の活用により住所変更届は原則不要となります。
- ◎ 介護施設への入所等で、住民票上の住所以外（居所）に居住する場合、居所に通知書等を送付することもできます。
通知書等送付先（居所）と住民票住所の両方をご記入ください。

◇ 住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書

- ◎ 居所登録をされた方は、その後に住所変更があった場合、原則として年金事務所へお届けが必要です。
居所登録をされた後に住所変更をされる場合は、年金事務所へお問い合わせください。

<添付書類の取扱いについて>

- 添付書類は、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、
原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、
お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）

◇この届書の提出先は、お近くの年金事務所です。ご不明な点があれば年金事務所へお問い合わせください。

なお、年金事務所の所在地やこの届書の記入例を日本年金機構ホームページに掲載していますので、ご覧ください。